

福岡県公報

平成17年6月17日
第2401号

目次

告示(第1176号-第1198号の2)

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) ……………	1
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) ……………	1
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	2
○特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) ……………	2
○特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) ……………	2
○特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) ……………	3
○特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) ……………	3
○特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) ……………	3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	4
○道路の区域の変更 (道路維持課) ……………	4
○道路の供用の開始 (道路維持課) ……………	4
○土地収用法に基づく事業の認定 (用地課) ……………	4
○土地改良区の役員の就任及び退任 (農地計画課) ……………	6
○土地改良区の役員の就任及び退任 (農地計画課) ……………	6
○土地改良区の役員の就任及び退任 (農地計画課) ……………	7
○県営土地改良事業計画の決定 (農地計画課) ……………	7
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) ……………	7
○土地改良区の定款の変更の認可 (農地計画課) ……………	8
○特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) ……………	8

○特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) ……………	8
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	9
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) ……………	9
○特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) ……………	9
○家畜伝染病の発生 (畜産課) ……………	10

公安委員会

○道路交通法に基づく駐車監視員資格者講習の実施 (警察本部駐車対策課) ……………	10
--	----

告示

福岡県告示第1176号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成17年6月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 水巻ショッピングバザール
 - (2) 所在地 福岡県遠賀郡水巻町大字古賀字丸山1454-1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1177号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び飯

塚商工事務所において縦覧に供する。

平成17年6月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 イオン直方ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県直方市大字感田字湯ノ浦1715番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1178号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年6月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑後市大字西牟田字上京手3383-1、3383-13及び3383-15

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑後市大字久富939-3

松田 政夫

筑後市大字久富715

松田 隆幸

福岡県告示第1179号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年6月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年5月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人NGO福岡ネットワーク

(2) 代表者の氏名

吉野 あかね

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区舞鶴二丁目8番15号 福岡YWCA会館内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、人道的な動機に基づき、かつ民主的に運営されている非営利の市民組織として開発・人権・環境・平和などの分野において国際的な協力を行う団体（NGO）の活動や団体間の協力を促進し、もってこれらの団体の発展に資するとともに、平和で公平・公正な世界の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1180号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年6月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年5月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州物産振興会

(2) 代表者の氏名

簗原 ひとみ

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区横代葉山25番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、豊かな自然環境に恵まれた北九州の良質な特産品や物産品を生産しているにもかかわらず知名度が低いために一部を除き普及していない特産品や物産品の普及を促進するために、特産品や物産品に関する調査や広報活動を行い、生産者の生産活動の活性化を図り、もって北九州経済の活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1181号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年6月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年5月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人国際女子学生会議所

(2) 代表者の氏名

前田 織枝

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大牟田市白金町48番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、女子学生に対して、国内外の団体へインターンシップ等、社会人として高い目的意識をもつための人材育成支援に関する事業を行い、国際社会に貢献し得る人材の育成と、社会の発展のために寄与することを目的とする。

福岡県告示第1182号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年6月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年5月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人集合住宅維持研究所

(2) 代表者の氏名

神崎 當雄

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区古門戸町2番16-402号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、マンションに居住またはそれを購入しようとする者、或いはマンションに関心をもつ市民に対して、広く購入・維持に関する相談活動を行い、併せて調査・研究活動や情報の提供・改修工事に関する助言指導などを行うことによって、マンション居住者の良好な住生活を推進すると共に、更に周辺の住民の住環境の保全向上を実現し、安心して住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1183号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年6月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年5月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人 ハッピーマンマ
- (2) 代表者の氏名
大野 真司
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市南区野多目三丁目1番2-1204号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、乳がん早期発見のための啓発と乳がん患者と家族のケアおよびサポートの充実を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

福岡県告示第1184号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年6月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市二日市南4丁目1146番2及び1147番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
筑紫野市二日市南4丁目8番33号
筑紫安全運転管理協議会 会長 宮原 満穂

福岡県告示第1185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年6月17日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯 塚	一般国道	2 1 1 号	前	嘉穂郡稲築町大字岩崎1243番1先から同郡同町大字岩崎1149番1先まで	12.0 ～ 16.2	207.5
			後	同上	12.0 ～ 16.0	

福岡県告示第1186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年6月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年6月17日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
飯 塚	2 1 1 号	嘉穂郡稲築町大字岩崎1243番1先から同郡同町大字岩崎1149番1先まで
柳 川	宮 本 大 川 線	大川市大字上白垣167番1先から同市大字上白垣149番2先まで

福岡県告示第1187号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年6月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 起業者の名称
新吉富村

2 事業の種類

庁舎増改築事業及びこれに伴う駐車場拡張工事

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県築上郡新吉富村大字垂水字馬々代及び字久保畑地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である新吉富村は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成17年度新吉富村一般会計補正予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、新吉富村が新吉富村大字垂水字馬々代及び字久保畑地内において、庁舎増改築及びこれに伴う駐車場拡張を行うものである。

新吉富村は、平成17年10月11日に大平村との合併によって上毛町となり、現新吉富村庁舎を上毛町の本庁舎に充てることが決定している。

合併により、職員は48名から107名に倍増し、また、来庁者の増加に伴い、駐車場利用台数が1時間平均17台から35台に増加すること予想されるが、現新吉富村庁舎は、狭隘であるうえ築後27年を経て老朽化し、敷地も狭い。このため、十分な執務場所の確保及び駐車場の拡張は困難な状況にある。駐車場が不足すれば、周辺の上交通上危険も増大し、近隣住民の生活環境の障害となるおそれがある。また、現状においても、庁舎玄関前が狭く、歩行者用の通路が確保されていないため、来庁者から安全対策を求める声があがっている。

ア 本件事業により得られる利益については、庁舎の増改築及びこれに伴う駐車場

拡張により、十分な執務場所が確保されるとともに、来庁する住民の利便性・安全性の向上が図られ、業務の円滑化な遂行、地域住民に対する行政サービスの向上、公共の福祉増進への寄与に相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、本事業計画において、潰地面積、住民の利便性・安全性、用地費等の経済性の面等から3案について検討を行ったうえで、住民の利便性・安全性が高く、土地利用に与える影響が比較的小さく、用地費等も3案中最小となる、社会的、経済的に優れる案を採用していることから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地は、庁舎増改築及びこれに伴う駐車場拡張に必要な最小限の範囲が確保されていると認められる。

エ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

合併後は、前述のとおり、執務場所及び駐車場の不足により業務の遂行に支障を来すこと、来庁する住民の利便性・安全性を確保する必要があることから、早期に本件事業の完成を図る必要があると認められる。

また、起業地の範囲は本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められ、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条の要件を充足するものと判断される。

以上により、新吉富村から申請のあった庁舎増改築事業及びこれに伴う駐車場拡張工事について、土地収用法第20条の規定に基づき事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

新吉富村役場（総務課）

福岡県告示第1188号

元土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年6月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
小 橋 利 一	行橋市大字今井2048番地
奥 田 豊 彦	〃 大字津留799番地
秋 永 里 見	〃 大字馬場436番地

2 就任理事

氏 名	住 所
村 田 幹 彦	行橋市大字馬場247番地
國 永 義 文	〃 大字津留82番地 2
西 頭 由 知	〃 大字真菰1846番地 3

福岡県告示第1189号

水分中部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年6月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
牧 原 壽	久留米市田主丸町常盤1131番地 1
石 井 徳 茂	〃 〃 野田643番地
小 西 敏 博	〃 〃 常盤642番地 1
立 石 菅 雄	〃 〃 野田355番地

立 石 和 雄	〃 〃	野田1240番地 1
田 中 博 晃	〃 〃	野田749番地 1
田 中 豊 治	〃 〃	野田1124番地 1
田 中 仟 富	〃 〃	野田736番地
竹 下 誠 一	〃 〃	野田572番地 1
熊 谷 廣 太	〃 〃	船越1180番地 1
行 徳 廣 安	〃 〃	船越1230番地
土 屋 研 一	〃 〃	常盤374番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
行 徳 宏	久留米市田主丸町常盤621番地
牧 原 俊 昭	〃 〃 常盤1149番地
木 下 富 明	〃 〃 野田964番地 4

3 就任理事

氏 名	住 所
立 石 菅 雄	久留米市田主丸町野田355番地
竹 下 誠 一	〃 〃 野田572番地 1
立 石 和 雄	〃 〃 野田1240番地 1
田 中 良 親	〃 〃 野田 1 番地 4
田 中 龍 雄	〃 〃 野田743番地 1
田 中 勝 敏	〃 〃 野田955番地 1
行 徳 文 明	〃 〃 野田601番地
牧 原 保 夫	〃 〃 常盤1164番地
倉 富 重 典	〃 〃 常盤606番地 1
土 屋 幸 吉	〃 〃 常盤409番地
藤 村 隆 雄	〃 〃 船越1235番地 1
藤 村 善 幸	〃 〃 船越1246番地 3

4 就任監事

氏名	住所
小西清美	久留米市田主丸町常盤1183番地1
田中一成	野田1122番地2
小西清治郎	常盤678番地3

福岡県告示第1190号

杷木町久喜宮揚水土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年6月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
吉田幸雄	朝倉郡杷木町大字久喜宮610番地
原田且吉	大字若市2787番地
鳥居之則	大字若市2326番地
都合保彦	大字久喜宮1070番地
石井一生	大字若市2595番地
高島清	大字若市2625番地
養父一守	大字若市2762番地
鳥居國光	大字若市2381番地の1
中村金次	大字若市2998番地

2 退任監事

氏名	住所
養父博利	朝倉郡杷木町大字久喜宮915番地
池田信明	大字古賀1715番地の1

3 就任理事

氏名	住所
谷口清巳	朝倉郡杷木町大字若市2332番地の2
都合弘	大字若市2786番地
石井茂樹	大字若市2962番地の1
唐川謙一	大字若市2634番地
原田始	大字若市2783番地
中村浩	大字若市3377番地
吉本宗信	大字若市2620番地
堀江勝則	大字久喜宮908番地の1
井上澄男	大字久喜宮89番地

4 就任監事

氏名	住所
養父宏一郎	朝倉郡杷木町大字久喜宮1163番地
池田剛	大字古賀1725番地の2

福岡県告示第1191号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成17年6月17日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営大城地区土地改良（暗渠排水）事業計画書の写し	平成17年6月17日から 平成17年7月15日まで	久留米市役所

福岡県告示第1192号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第

3項の規定により公示する。

平成17年6月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 区域の名称 石原
- 2 区域の所在地 八女郡上陽町大字上横山字飯塚、石原
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標注番号1号から8号までを順次結んだ線及び標注番号1号と8号とを結んだ線に囲まれた区域

郡	町	大字	字	地 番	標注番号
八 女	上 陽	上 横 山	飯 塚	5614番1	1号
				5602番	2号
				5598番2	3号
				5576番1	4号
				5608番1	5号
				5612番1	6号
				5613番1	7号
			石 原	6107番1地先水路敷	8号

福岡県告示第1193号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成17年6月17日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	認可年月日
芦屋台地土地改良区	17・6・1

福岡県告示第1194号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年6月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年5月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人現代美術ソサエティ北九州

(2) 代表者の氏名

小嶋 一碩

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡東区西本町一丁目20番2号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、美術館の運営事業や現代美術プロジェクトの企画運営事業などを行うことで、市民と芸術との新たな出会いを創出するとともに、インターネット等の情報技術を活用した情報発信事業を行うことで、芸術文化の振興と市民が文化にふれあえるまちづくりを図り、もって不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1195号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年6月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年5月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人 Ahimna Peace Builders

(2) 代表者の氏名
趙 真敬

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市門司区大里東二丁目11番22号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、主に日本と韓国の青少年および市民に対して、国際平和キャンプや語学研修などの事業を行うことで国際交流、人権擁護と平和の推進を図り、もってアジア及び世界の平和に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1196号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年6月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
三池郡高田町大字江浦字立花1635番21
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
三池郡高田町大字江浦1635番4
渡邊 志富

福岡県告示第1197号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年6月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日

平成17年5月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人アジアHACCP協会

(2) 代表者の氏名
橋本 康扶

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市早良区百道一丁目28番21号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、食品衛生事業者に対して、食品の危害分析管理点（HACCP）システム導入に関して、調査研究並びに普及啓蒙活動を行うことによって、事業者の意識の向上を図り、もって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1198号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年6月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年5月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人エピローグ

(2) 代表者の氏名
村木 キヨミ

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市南区那の川一丁目22番22-801号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、介護を必要としないための予防活動と、家庭的な介護が受けられるための事業を行い、地域社会の保健・福祉の増進に寄与するとともに、地域づくりの推進を図ることを目的とする。

福岡県告示第1198号の2

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成17年6月17日

福岡県知事 麻 生 渡

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	甘木市大字福光614-1	17・6・8

公安委員会

福岡県公安委員会告示第119号

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条の規定による改正後の道路交通法第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習を次のとおり実施するので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公示する。

平成17年6月17日

福岡県公安委員会

1 駐車監視員資格者講習の期日、時間及び場所

		講習期日	講習時間	講習場所
第三回	講義	平成17年8月1日（月）及び同年8月2日（火）の2日間	午前9時00分 午後5時30分	福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル
	修了検査	平成17年8月9日（火）	午前9時00分 午後0時30分	

※ 講習は2日間の講義と1週間後の修了検査で行う。

2 申込み受付期間

平成17年6月17日から平成17年7月15日までの間

※ 平日の午前8時30分から午後5時15分までの間

3 申込み場所

福岡県警察本部交通部駐車対策課及び最寄りの福岡県内の警察署

※ 交番、駐在所等の出先機関では受理しない。

4 申込みに必要な書類等

(1) 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

※ 上記申込み場所で交付

(2) 写真 1枚

※ 6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cm大

5 講習受講手数料

19,000円

※ 申込み時に福岡県領収証紙により納付

6 申込み要領等

(1) 受講申込みは、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した写真を所定の位置に貼付し、必要事項を記入した駐車監視員資格者講習受講申込書を持参のうえ、原則として受講者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。

(2) 受講人員は100名であるので、申込み期間中であっても、定員に達したときは、申込み受付を締め切る場合がある。

(3) 申込み受付後、駐車対策課から受講者あてに駐車監視員資格者講習受講票を郵送する。

7 留意事項

(1) 講習を受講して駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付申請の際に、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条の規定による改正後の道路交通法第51条の13第1項第2号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

※ 欠格事由

- 18歳未満の者
- 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 一定の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者や暴力団関係者、アルコール中毒・覚せい剤中毒者などに該当する者等

(2) 駐車監視員資格者証を取得しても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできない。

8 その他

- (1) 受講者は、講習期間中、筆記具及び駐車監視員資格者講習受講票を必ず持参すること。
- (2) 講習会場は、駐車場に限りがあることから、原則として自家用車による来場を禁止する。
- (3) 講習の詳細について必要があれば、福岡県警察本部交通部駐車対策課（道路交通法改正プロジェクト（電話092（641）4141 内線5062））に問い合わせること。

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)